

# 「離島航路船員確保・育成支援事業（R8）」

## に係る企画提案書の公募について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

令和8年5月15日

沖縄県知事 玉城 康裕

委託契約の締結にあたっては、企画提案の内容について、国による事前確認が必要となる場合がありますので、ご留意願います。

### 1. 業務概要

(1) 業務名：離島航路船員確保・育成支援事業（R8）

(2) 業務目的：

少子高齢化の進行に伴い、沖縄県内の航路事業者の潜在的な船員不足が、今後、顕在化してくることが懸念されることを踏まえ、船員の確保や育成に取り組む必要がある。

そのため、本業務について、水産系以外の高校生に対する就業体験支援、生徒や保護者等向けの事業内容説明会、海技免許取得等支援補助金の周知広報業務及び補助金申請の形式審査業務を実施し、将来的な船員の確保等を図る。

(3) 業務内容：

1. 水産系以外の高校生を対象とした就業体験の支援
2. 生徒や保護者等向けの事業内容説明会の開催
3. 海技免許取得等支援補助金の周知広報業務、補助金申請の形式審査業務
4. 報告書作成等

(4) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 予算額：6,530,000円（消費税[10%]税込み）の範囲内

(6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たすものを公募により選定し、当該業務にかかる実施方針、実施体制等に対する提案書（以下、「企画提案書」という。）の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適したものを受注者とする公募型プロポーザル方式の業務である。

詳細は、下に添付している「離島航路船員確保・育成支援事業（R8）に関する公募型プロポーザル実施要領」及び「離島航路船員確保・育成支援事業（R8）仕様書」等をご覧ください。

なお、本事業の公募内容に関する説明会は特に設けておりません。

## 2. 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 沖縄県の本島内に本支店又は営業所がある事業者であること。

(2) 過去5年のうち、国、地方公共団体その他類似団体から本事業と類似する業務の全部又は一部の委託を受けたことがある法人であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しないこと。

(6) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は、代表する事業者が応募を行うこと。

(7) 共同企業体の場合、共同企業体構成員は上記(2)の要件は必須としない。

※共同企業体代表者構成員は、上記(2)の要件必須。

### 3. 書類等の提出場所及び問い合わせ先等

(1) 書類等の提出場所及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 (県庁 7 階)

沖縄県企画部 交通支援課 航路・空路交通班 (担当：平川)

電話：098-866-2045

FAX：098-866-2448

メールアドレス：aa015500@pref.okinawa.lg.jp

(2) 質問書、応募申込書、企画提案書の提出場所及び提出方法

質問書：(1) の場所に持参、郵送、メール又は FAX により提出 (要受信確認)

応募申込書・企画提案書：(1) の場所に持参又は郵送により提出 (要受信確認・到着確認が可能な手段とすること)

(3) 主なスケジュール

質問書提出期限 令和 8 年 5 月 21 日 (木) 12 時必着

応募申込書及び企画提案書提出期限 令和 8 年 5 月 28 日 (木) 12 時必着

### 4. その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 期限までに提出のあった企画提案書について、後日、沖縄県から照会を行う場合がある。

(3) 提出書類等の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等については公表しない。

(5) 審査内容及び審査経過については公表しない。

(6) その他スケジュール、様式等は実施要領による。

(7) 実施要領に適合しない応募は無効とする。